

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月31日から同年6月1日まで
昭和62年に勤務していたA社は、B社に集約合併されたが、1日も空くことなく同社に移籍した。申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、元事業主は、「給与は、20日締めで当月25日支払で、保険料は当月控除していた。また、申立人の5月分給与（5月25日払い）から、厚生年金保険料を控除した。」旨供述していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年4月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金基金の記録及び厚生年金保険の記録における資格喪失日が、昭和62年5月31日と同じであり、C厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日を記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年

5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成20年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年5月31日から同年6月1日まで
A社からC社に会社は変わったが、私は、1日も空くことなく継続して勤務していた。

申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持している給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人に係る平成20年4月のオンライン記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成20年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充

当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月

申立期間の保険料は、私の父が納付したはずであり、申立期間が学生納付特例期間とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の学生納付特例申請を行った記憶は無く、その父が保険料を納付したはずである旨を主張しているが、オンライン記録及びA町の年金異動リスト上、申立期間は学生納付特例期間であることが確認できる。

また、申立期間当時、学生納付特例制度の申請窓口であったA町では、「当時の関連資料等のほとんどは廃棄済みだが、学生納付特例申請には学生証又は在学証明書が必要であるため、申立人と関係のない第三者が申請手続を行うことは考え難い。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から57年9月まで
申立期間の保険料は、私の父が役場で約26万円を納付したはずであり、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の未納分を父が一括納付したと主張しているが、その父は、「役場から連絡があり20数万円を役場の窓口で納付した記憶は有るが、それ以外のことは覚えていない。」と供述しており、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年11月8日に払い出されていることが確認できることから、申立人は当該払出し以降に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、これを前提とすれば、この時点では、申立期間の国民年金保険料は制度上、時効により納付することができない。

さらに、国民年金被保険者台帳によれば、申立期間のうち昭和57年4月から同年9月までの保険料を59年11月24日に納付しているが、当該保険料については、時効完成後の納付であることから同年11月27日に還付されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間にA職としてB社に勤務し、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険にセットで加入していた。

雇用保険の加入記録があるほか、在職中に会社から受け取った健康保険被保険者証を持って、地元の医院に数回通院した記憶もあり、申立期間について、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において、B社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に対し、申立人に係る厚生年金保険料の控除について照会したところ、「当社では申立期間当時の厚生年金保険に係る適用関係届の決定通知書を全て保管しており、同通知書を確認しても申立人の氏名は見当たらない上、同通知書に記載された以外の従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無い。」旨回答しており、申立てを裏付ける事実の確認できない。

また、当該事業所において、申立期間とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者に照会したものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入し、申立期間の保険料を全て現年度納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に当該事業所を通じて交付された政府管掌健康保険被保険者証（当時）を持ってC町内の医院で通院診療を受けたと主張

し、当該診療時の担当医師名を記憶しているが、同医院は、既に閉院し、当時の関係資料は全て廃棄済と回答している上、当該医師から聴取しても申立人を記憶しておらず、申立てを裏付ける事実は確認できなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。